

大川広域行政組合職員の懲戒の方法及び効果に関する規則

〔平成17年 8月31日〕
規 則 第 14 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の軽重)

第2条 懲戒処分の軽重は、戒告、減給、停職及び免職の順序による。

(処分の方法)

第3条 職員を懲戒処分に付する場合は、戒告、減給、停職又は免職のいずれか一つの方法を用い、これらの処分を二つ以上併せて行ってはならない。

(書面の交付及びその写しの提出)

第4条 条例第2条に規定する書面の交付は、当該職員に直接行わなければならない。ただし、直接に交付し難い場合には、配達証明郵便等確実な方法により送達するものとする。

2 前項ただし書の場合において、書面を受けるべき者の所在を知ることができないときは、当該書面に記載された内容を大川広域行政組合公告式条例（昭和45年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもってこれに替えることができるものとし、掲示された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

3 任命権者は、前2項に規定する交付等を行った場合には、速やかに書面の写しを公平委員会に提出しなければならない。

(処分説明書及びその写しの提出)

第5条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条第1項又は第3項の規定により当該職員に交付すべき説明書は、別記様式によるものとする。

2 任命権者は、前項の説明書を当該職員に交付した場合には、速やかにその写しを公平委員会に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

処分説明書

被処分者	所 属	
	職 名	
	氏名（ふりがな）	
	生 年 月 日	年 月 日
	級 及 び 号 給	級 号給
処分の内容	処 分 発 令 日	年 月 日
	処分効力発生日	年 月 日
	処分説明書交付日	年 月 日
	根 拠 法 令	
	処分の種類及び程度	地方公務員法第29条第1項第__号により、____ _____する。
処分の理由		
<p>(教示) この処分について不服があるときは、地方公務員法第49条の2及び第49条の3の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公平委員会に対し不服の申立てをすることができます。ただし、この期間内であっても処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した後はすることができません。</p>		
処 分 者 職 氏 名	印	